

はまぐりはま あそ
🔍 蛤浜で遊ぼデー

新上五島町

「快水浴場百選」「日本の水浴場 88 選」に選定されている、遠浅で青いグラデーションが美しい蛤浜海水浴場で、今年も7月19日(日)に「蛤浜で遊ぼデー」が開催されます。宝探しやクロス綱引き、魚つかみどりなどイベント満載です！



Contents

- 令和7年度決算のあらまし 2～7
- 令和8年度のライフプランセミナーについて 7
- 令和8年4月から被扶養者認定における
年間収入の取扱いを変更しました 8
- 令和8年度被扶養者資格調査を行います 9
- 定時決定について 9
- PepUp ～令和8年10月から運用開始します～ ... 10～11
- 喫煙者の減少に向けた取組について 12～13
- 退職等年金給付について 14～15
- 貯金事業のお知らせ 16～17
- がん検診に行っていますか？ 18



令和7年度決算のあらまし

去る6月22日第188回共済組合組合会が開催され、令和7年度の決算が承認されましたのでその概要についてお知らせいたします。

組合の現況

所属所数

13市8町12組合 計33所属所

組合員数

21,005人（長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員、83人を除き任意継続組合員427人を含む）

被扶養者数

15,863人（組合員1人当たり0.755人）

平均標準報酬月額（掛金・負担金の基礎となった額）

短期経理 332,927円

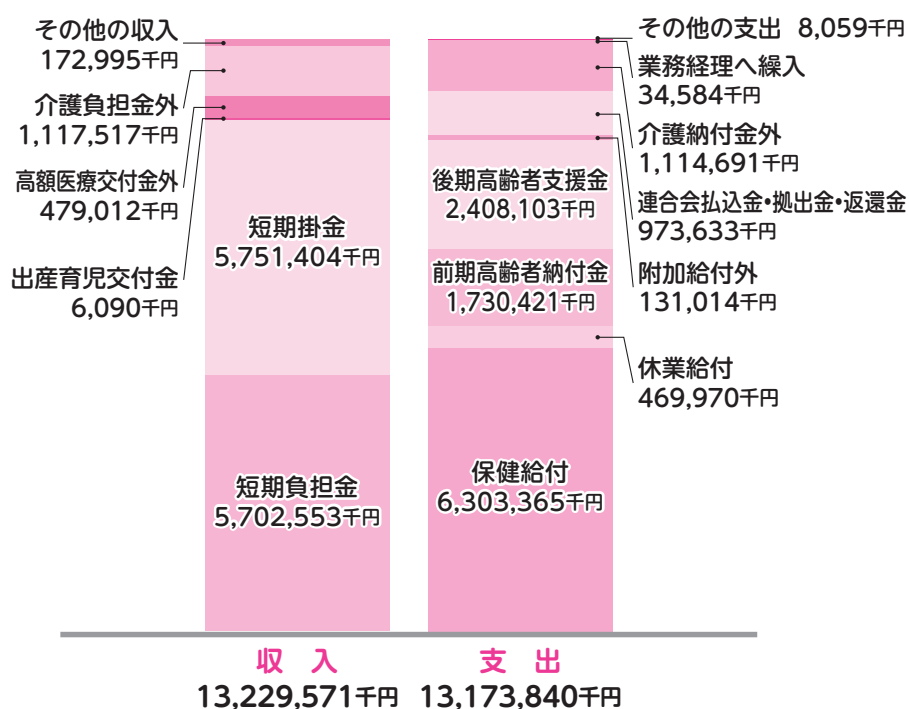
長期経理 381,699円

1. 短期経理

～組合員1人当たり医療給付費 291,277円～

この経理は、主として、組合員と家族の病気や負傷及び出産などに要した費用に係る給付を行う経理です。

収支の状況



短期掛金・短期負担金等による収入総額13,229,571千円に対し、支出総額は医療費等の保健給付費6,303,365千円、前期高齢者納付金1,730,421千円及び後期高齢者支援金2,408,103千円等 13,173,840千円となり、その結果、当期短期利益金として36,623千円を生じましたが、欠損金補てん積立金を法定額649,584千円まで積み立てるため、当期利益金36,623千円と前年度から繰り越した積立金386,085千円から取り崩した19,035千円を欠損金補てん積立金へ積み立てました。

また、当期介護利益金として2,780千円を生じたため、前年度から繰り越した介護積立金42,198千円と合わせ、翌年度へ繰り越す介護積立金は44,998千円となりました。

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金は1,061,631千円となりました。

医療給付の状況

(単位：件・千円)

区 分		件 数			金 額		
		令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減	令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減
本 人	入 院	2,148	2,204	56	834,192	787,651	△ 46,541
	外 来	156,834	158,373	1,539	1,257,646	1,318,221	60,575
	歯 科	42,456	44,099	1,643	369,186	384,185	14,999
	その他の給付	2	2	0	675,366	715,086	39,720
	計	201,440	204,678	3,238	3,136,390	3,205,143	68,753
家 族	入 院	1,841	1,941	100	700,995	631,618	△ 69,377
	外 来	128,039	132,806	4,767	920,491	938,675	18,184
	歯 科	29,989	30,571	582	235,509	247,418	11,909
	その他の給付	1	0	△ 1	501,003	540,451	39,448
	計	159,870	165,318	5,448	2,357,998	2,358,162	164
高額療養の給付・ 高額療養費		(5,439)	(5,774)	(335)	596,599	578,248	△ 18,351
合 計		(5,439) 361,310	(5,774) 369,996	(335) 8,686	6,090,987	6,141,553	50,566

(注) その他の給付は、入院時食事療養の給付、薬剤支給、訪問看護療養の給付、移送費の給付で、件数は移送費のみを示す。
括弧内の件数は、医療給付の内、高額療養の給付・高額医療費の件数を示す。

2. 厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金保険の給付及び基礎年金拠出金等を取り扱うため、各所属所から払い込まれる負担金・組合員保険料を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収 入 ……	負担金・組合員保険料	20,964,606 千円
	支 出 ……	負担金払込金・組合員保険料払込金	20,964,606 千円

3. 退職等年金経理

この経理は、退職等年金の給付を行うため、各所属所から払い込まれる負担金・掛金を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収 入 ……	負担金・掛金	1,358,481 千円
	支 出 ……	負担金払込金・掛金払込金	1,358,481 千円

4. 経過的長期経理

この経理は、平成 27 年 9 月以前決定の公務障害・遺族年金の給付を行うため、各所属所から払い込まれる負担金を連合会へ払い込む経理です。

収支の状況	収 入 ……	負担金	89,209 千円
	支 出 ……	負担金払込金	89,209 千円

5. 業務経理

この経理は、短期給付及び長期給付等の共済組合の法定事業を推進していくために必要な人件費、事務費、その他の費用を賄う経理で、その資金は地方公共団体からの事務費負担金、短期経理からの繰入金及び連合会からの交付金により賄っております。

事務費負担金等の組合員1人当たりの額及び収入額 (短期、厚生年金保険及び経過的長期分)

(単位：円)

区 分	1人当たりの額	収入額
地方公共団体負担金	10,230	180,995,810
短期経理より繰入	1,675	34,583,725
連合会交付金	3,547	53,075,890
合 計	15,452	268,655,425

退職等年金給付に係る事務費の組合員 1人当たりの額及び収入額

(単位：円)

区 分	1人当たりの額	収入額
連合会交付金	838	12,533,631

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
負 担 金	180,996	職 員 給 与	122,024
連 合 会 交 付 金	65,610	旅 費	2,224
補 助 金	0	事 務 費	22,034
利 息 及 び 配 当 金	4,012	委 託 費	33,916
短期経理より繰入	34,584	賃 借 料	10,324
そ の 他 の 収 入	30	普 及 費	8,351
前 期 損 益 修 正 益	44	負 担 金	20,832
当 期 損 失 金	47,326	連 合 会 分 担 金	14,947
		事務費負担金払込金	79,932
		そ の 他 の 費 用	18,018
合 計	332,602	合 計	332,602

当損失金として47,326千円を生じましたが、前年度から繰り越した積立金685,098千円を取り崩して補てんしました。

6. 保健経理

～健康管理は疾病予防から、すすんで検診を受けましょう～

この経理は、組合員及びその家族の健康の保持増進、疾病予防、健康管理の意識向上及び短期給付の医療費増高対策事業等を行う経理です。

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
負 担 金	167,623	職 員 給 与	35,462
掛 金	163,602	厚 生 費	208,652
保 険 手 数 料	14,319	特 定 健 康 診 査 等 費	40,687
そ の 他 の 収 入	11,279	旅 費	475
		事 務 費	1,490

		委 託 費	6,367
		賃 借 料	3,334
		負 担 金	9,874
		そ の 他 の 費 用	11,053
		当 期 利 益 金	39,429
合 計	356,823	合 計	356,823

当期利益金として39,429千円を生じたため、前年度から繰り越した積立金1,316,523千円へ積み立てました。
また、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金21,068千円のうち、187千円を取り崩し、積立金へ積み立てました。
この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,377,020千円となりました。

保健事業の概要

(単位：千円)

事業の種類	事業計画額	決 算 額	概 要
人 間 ド ッ ク 助 成	180,869	182,280	6,512 人 (組合員 5,899 人・被扶養者 613 人)
お 口 の チ ェ ッ ク	8,970	8,705	1,547 人 (組合員 1,277 人・被扶養者 270 人)
インフルエンザ予防接種助成	8,100	7,895	5,268 人 (組合員 4,063 人・被扶養者 1,205 人)
インセンティブ事業	2,385	2,131	2,548 人 (組合員 1,277 人・被扶養者 1,271 人)
重 症 化 予 防 事 業	126	125	
生 活 習 慣 改 善 事 業	1,071	1,029	健康づくり講座
健 康 管 理 者 研 修 会	61	61	
特 定 健 康 診 査	12,433	12,695	
特 定 保 健 指 導	28,977	27,993	
医 療 費 増 高 対 策 費	6,338	6,383	所属所巡回説明会、レセプト審査点検、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、適正服薬事業
そ の 他 の 費 用	43	43	職員厚生費
合 計	249,373	249,340	

7. 貯金経理

～貯金加入率27.45%・1人当たり貯金額4,534千円～

この経理は、組合員の皆様の資産の保全、生活の安定に寄与するため、給与天引きによりお預かりした大切なお金を安全かつ有利に運用し、運用益を還元する貯金事業を行う経理です。

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
利 息 及 び 配 当 金	402,977	職 員 給 与	17,865
有 価 証 券 売 却 益	9,836	事 務 費	2,249
		負 担 金	2,830
		支 払 利 息	288,637
		そ の 他 の 費 用	3,613
		当 期 利 益 金	97,619
合 計	412,813	合 計	412,813

上記の当期利益金97,619千円のうち、17,311千円は前年度から繰り越した欠損金補てん積立金1,268,744千円へ積み立て、残る80,308千円を前年度から繰り越した積立金638,947千円へ積み立てました。

この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、2,005,310千円となりました。

8. 貸付経理

～資金調達が必要となる場合は、共済貸付をご検討ください～

この経理は、組合員の住宅資金を中心に、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける貸付事業を行う経理です。

収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
組合員貸付金利息	14,013	職 員 給 与	5,820
連 合 会 交 付 金	78	事 務 費	323
そ の 他 の 収 入	1,373	負 担 金	1,125
		そ の 他 の 費 用	2,427
		当 期 利 益 金	5,769
合 計	15,464	合 計	15,464

上記の当期利益金5,769千円が生じたため、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金1,457,076千円へ積み立てました。また、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金217,588千円のうち1,207千円を取り崩し、積立金へ積み立てました。この結果、翌年度に繰り越す利益剰余金は、1,680,434千円となりました。

貸付の状況

(単位：％、千円、月、件)

貸付種別		利率(年)	最高限度額	償還期間	件 数	金 額	割 合
普 通 貸 付		1.26	2,000	120	290	239,936	21.90
住 宅 貸 付		1.26	18,000	360	247	647,703	59.87
在宅介護住宅貸付		1.00	3,000	330	8	5,562	0.51
災 害 貸 付	家 財	0.93	2,000	300	0	0	0.00
	住 宅	0.93	18,000	360	1	17,177	1.59
	再貸付	0.93	19,000	360	0	0	0.00
特 別 貸 付	医 療	1.26	1,000	90	0	0	0.00
	入 学	1.26	2,000	120	45	36,625	3.38
	修 学	1.26	1 月 150	150	107	125,572	11.61
	結 婚	1.26	2,000	120	13	11,147	1.03
	葬 祭	1.26	2,000	120	1	1,184	0.11
高 額 医 療 貸 付		無利息	高額療養費相当額	高額療養費支給日	0	0	0.00
出 産 貸 付		無利息	出産費・家族 出産費相当額	出産費・家族 出産費支給日	0	0	0.00
合 計		—	—	—	712	1,084,906	100.00

監査報告書

- 1 監査年月日 令和8年6月8日
- 2 監査の対象となった期間 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
- 3 監査事項 令和7年度決算並びに組合業務全般

4 監査の結果の概況及び意見

各監事は、本組合定款第43条に基づき、一般に実施すべき監査方針手続きに従い、職員から職務の執行状況について報告・説明を受けました。また、職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ、組合業務の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用の状況について説明を求めました。以上の方法により当該事業年度に係る事業報告について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又これに関する証憑書類等の調査を行い、当該事業年度に係る決算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書について監査いたしました。

監査の結果、

- （1）職務の執行に関する業務報告は、法令、定款の定めるところに従い、適正であると認めます。
- （2）決算書類（貸借対照表及び損益計算書）は、組合の財産及び収支の状況の全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

5 出納職員に対して直接注意した事項 なし

6 その他必要な事項 なし

上記のとおり組合定款第46条の規定により報告いたします。

監事 吉田 慎一
監事 近河 慎也
監事 松本 考功

令和8年度のライフプランセミナーについて

今年度実施予定のライフプランセミナーは、資産形成に限定せずライフプラン全般について全4回の講演を予定しています。

直近の講演について次のとおりご紹介します。詳細につきましては各所属所へ文書にてご案内しますので、多数の参加をお待ちしております。

- 1 実施予定日 令和8年8月20日 ※オンラインにて実施
- 2 対象者 45歳までの組合員及びその配偶者
- 3 講師 一般財団法人地域社会ライフプラン協会 業務部 参事 鈴木 広三
- 4 主な講演内容
 - ・ライフプランの重要性
 - ・キャリアデザインについて
 - ・出産・子育てに係る主な費用と支援制度
 - ・教育資金、住宅資金、老後資金
 - ・生命保険加入のポイント
 - ・資産運用の基本 など

次回の講演につきましては、引き続き「一般財団法人地域社会ライフプラン協会」へ依頼のもと、46歳以上の組合員及び配偶者を対象者として開催を予定しております。講演内容については未定ですが、魅力あるセミナーとするよう進めて参ります。

詳細につきましては当組合からお送りします開催通知にてご確認願います。

令和8年4月から 被扶養者認定における年間収入の取扱いを変更しました

被扶養者を認定する際の年間収入については、過去・現在・将来の収入を勘案して判定しています。そのため、これまでは「給与実績証明書」「収入見込証明書」等にて年間収入を判定していました。

しかし、就業調整が行われることを防ぐ観点から、労働契約に明確な規定がある賃金等のみで年間収入を見込むよう年間収入の取扱いを厚生労働省が整理したため、令和8年4月から給与収入のみの方は「労働条件通知書」等により判定できるよう取扱いを変更しました。

○ 新たな認定の取扱い（給与収入のみの方が対象）

1 新たに被扶養者を認定する際の年間収入は、「労働条件通知書」等の労働契約内容が確認できる書類により次のとおり見込みます。

- ① 「労働条件通知書」等に記載された時給・労働時間・日数等を用いて年間収入を算出します。
 - ※ 「労働条件通知書」等に記載がない時間外勤務手当や、「労働条件通知書」等の内容では支給額が見込み難い賞与は、年間収入に含みません。
 - ※ 「労働条件通知書」等に時間外勤務手当等の記載がない場合は、扶養認定時点で時間外労働等が発生していたとしても、年間収入には含みません。
- ② 労働契約内容が確認できる書類がない場合は、給与見込証明書等により年間収入を判定します。
- ③ 基準収入額未満であれば、給与見込証明書等を提出しても差し支えありません。
- ④ 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合は、従前のとおり給与見込証明書等により年間収入を判定します。
- ⑤ 被扶養者に認定後、労働契約内容に変更があり、基準収入額を超えることが見込まれる場合は、給与収入のみか否かに関わらず、労働契約内容の変更後の勤務開始日から被扶養者の対象となりません。

※ 基準収入額 …

ア イ、ウ以外の者は130万円

イ 60歳以上又は障害年金受給者等は180万円

ウ 19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の者は150万円

（その年の12月31日現在の年齢で判定（年齢は誕生日の前日において加算））

2 認定した翌年度以降の「被扶養者資格調査」において、実際の年間収入との乖離を確認するため、「給与実績証明書」等にて年間収入を判定し、基準収入額以上となった場合は、認定取消の手続きが必要です。

※ 毎月の給与収入等が安定しない者（日給又は時給制）について、基準収入額以上となった場合でも、将来1年の収入見込みが基準収入額未満の場合や、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく事業主の証明書により収入変動が一時的と認められる場合は、認定を継続します。（基準収入額以上となった場合に、収入見込み又は事業主の証明により認定を継続できるのは、連続2回までです。）

令和8年度被扶養者資格調査を行います

時間の経過とともに扶養実態が変化することから、共済組合では地方公務員等共済組合法に基づき、被扶養者として認定している方が現在も要件を備えているかを定期的に審査しています。

今年度は7月から9月頃に被扶養者資格調査を実施しますので、対象となった方におかれましては調査へのご協力をお願いします。

また、日頃から被扶養者の勤務状況や収入について把握していただき、取消事由に該当した場合は、速やかに勤務先の共済組合事務担当課を通して被扶養者認定取消の手続きをお願いします。

※ 取消日以後に資格確認書（マイナ保険証を含む。）を使用して医療機関等を受診した場合は、共済組合が支払った医療費等を返還していただくこととなります。

定時決定について

組合員の皆様が実際に受けている報酬と既に決定されている標準報酬月額が大きくかけ離れないよう、4月から6月までに受けた報酬を算定対象とし、9月以降の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。

○ 標準報酬月額の算定方法

4月から6月までに支払われた報酬の平均額（報酬月額）を計算します。その際、支払基礎日数が17日未満の月がある場合、その月は除外して計算します。



なお、4月から6月までの報酬月額をもとに算出した標準報酬月額が、過去1年間（前年7月～当年6月）の月平均報酬額によって算出した標準報酬月額と2等級以上の差があり、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合は、申出により過去1年間の月平均報酬額にて標準報酬月額を決定すること（保険者算定）ができます。

※ 4月～6月に固定的給与の変動があり7月～9月に随時改定の対象となった場合、当該随時改定が優先され定時決定の対象とならないため、保険者算定も対象となりません。

○ 定時決定の対象とならない方

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われる方（その予定のある方を含む。）

～「健康年齢」を維持改善するためのサービス～

Pep Up.

～令和8年10月から運用開始します～

Pep Up（ペップアップ）とは？

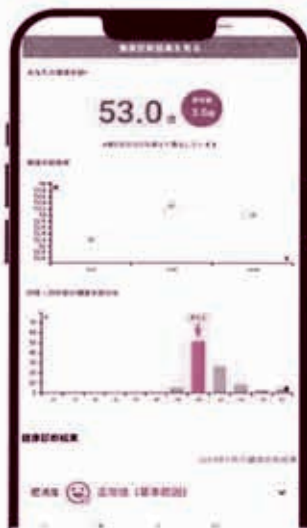
自身の健診結果・健康年齢等が確認できるアプリです。

医療費通知・ジェネリック差額通知・重症化予防通知等は、今後アプリにて送信します。

健康年齢とは？

自身の健康状態を分かりやすく理解するための指標です。健康診断の結果を使い、あなたのカラダは何歳相当なのかを統計的に判定します。

Pep Upでできること



健康年齢

支払期	支払額	種別	支払先	詳細
2024/01/01	2024年12月分	医療費	2200	
2024/01/01	2024年11月分	医療費	2200	
2024/01/01	2024年10月分	医療費	2200	
2024/01/01	2024年09月分	医療費	2200	
2024/01/01	2024年08月分	医療費	2200	

医療費通知

項目	数値	単位
BMI	21.5	kg/m²
身長	166.5	cm
体重	58.2	kg
血圧	78/50	mmHg
心拍数	72	bpm
血糖値	128	mg/dL
コレステロール	198	mg/dL
尿酸値	5.5	mg/dL
腎臓機能	97	μmol/L
肝臓機能	21	U/L

健診結果



ウォーキングラリー



～アプリ登録の流れ～

Pep Up登録の案内通知を、令和8年10月以降に所属所を通じて配付しますので、アカウントの登録をお願いします。



「本人確認コード」が届きます！



ポイント付与スケジュール

イベント	ポイント獲得条件	開催時期	ポイント数
初回登録ポイント	Pep Upへの新規登録	通年	500pt
初回登録ポイント (期間限定)	キャンペーン期間中に Pep Upへの新規登録	令和8年10月 ～令和9年1月末	500pt
ウォーキングラリー (秋)	期間中の歩数目標を達成	令和8年10月エントリー 令和8年11月スタート	500pt
健診結果改善 チャレンジ	・前年度より判定が改善した方 ・良好な判定を維持している方	通年	500pt

喫煙者の減少に向けた取組について

一般社団法人 長崎県薬剤師会
常務理事 手嶋 無限

■ 日本における「20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律」

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わりましたが、喫煙に関しては20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律により、20歳未満の者が喫煙することが制限されています。これは喫煙が体に与える影響や非行防止などの観点から20歳以上という年齢が維持されたためです。法律には「してはいけないこと」や「しなくてはならないこと」が決められていて、これを破ると「違法」とされます。つまり、合法という表現は「法規に反していないこと」を意味する言葉ということになります。



■ 日本における加熱式タバコに関する話題

日本は加熱式タバコ使用が世界の中でも突出しており、近年その増加傾向は鈍っているものの、2021年の使用割合は国民の10.7%と推定されています。WHOの報告書（2020年7月）では、加熱式タバコについて、「紙巻タバコに含まれる有害物質が加熱式タバコでは少ないからといって、使用者の健康に影響がないことを証明するものではない」としています。しかし、紙巻タバコと同様に加熱式たばこの煙（エアロゾル）にはニコチンが含まれるだけでなく、有害物質（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、アクロレインなど）が含まれており、ニコチン依存や呼吸器・循環器への影響、受動喫煙リスクなどが依然として問題になっています。加熱式タバコは紙巻タバコより有害性が低いと思っている妊婦が58.6%、胎児への影響が少ないと思っている人が34.3%確認されるなど低い認識を懸念する報告もあり、正しい知識の普及が大きな課題となっています（阿部和美ら、日本禁煙学会雑誌, 16, 5, 2021）。



■ 加熱式タバコによる健康への影響

2020年4月に施行された「改正健康増進法」では、「望まない受動喫煙の防止」を目的に、多くの施設において原則「敷地内禁煙」や「屋内禁煙」が義務化されました。しかし、「指定タバコ専用喫煙室」、いわゆる「加熱式タバコ専用喫煙室」を有する標識がある場所では加熱式タバコの喫煙が可能とされている現状があります。加熱式タバコの受動喫煙により、喉の痛み、咳、喘息の発作、頭痛、胸の痛み、気分が悪くなるなどの症状が生じること、タバコを吸わない喫煙者の家族でもニコチン代謝物のレベルが上昇することが



報告され、受動喫煙による健康への影響が危惧されています。英国では禁煙の一手段として使用される一方で、特に若年層では喫煙習慣への「ゲートウェイドラッグ」（入口となる薬物）となっている現状も確認されており、若年層への正しい情報の啓発は重要課題となっています。

■ 学校におけるタバコに関する教育

学校薬剤師は、学校医・学校歯科医とともに学校三師の一人として学校保健に携わり、学校の施設設備の管理や指導を通して児童・生徒および学校関係者の快適な教育環境を守っています。学校での保健の授業でも取り扱いますが、くすり教育や薬物乱用防止教室などを担当する学校薬剤師は、喫煙防止に関する教育への関わりも多いのが現状です。その中で児童・生徒からも加熱式タバコの安全性に関する質問を受けることもあり、成人してからの喫煙を防止する上でも加熱式タバコも含めた喫煙防止に関する教育は重要になります。また、各学校での学校関係者やPTAの方々などが参加する学校保健委員会に出席し、加熱式タバコに関する正しい情報の提供など学校関係者との連携による禁煙支援活動も取り組むことで、子どもたちが生涯にわたって心身の健康を保ち、豊かな生活を送るための基礎を培えるよう支援しています。



■ まとめ

タバコに含まれるニコチンは薬物相互作用があることから、病院受診や薬局で薬を受け取る際などの際、医師・薬剤師には加熱式タバコを含む喫煙状況をお知らせ頂くことは、ご自身の健康を守るためにも重要となります。加熱式タバコの有害性などについて誤認識をしている人もいるため、地域の中で薬剤師の職能を活用し、各種の禁煙支援に関する取り組みを推進していきたいと思います（表1）。

表 1 様々な場面における薬剤師による禁煙支援への関わり

処方せん調剤での対応	一般用医薬品での対応	学校薬剤師としての対応
● 加熱式タバコを含む喫煙状況の確認による健康リスクに関する説明 ● 処方薬の効果・副作用および相互作用の確認と服用後の確認 ● 禁煙治療薬による支援を含む医師との連携や情報提供	● 加熱式タバコを含む喫煙状況の確認による健康リスクに関する説明 ● OTC 薬の適切な販売と服用後の効果・副作用の確認 ● 禁煙外来への受診勧奨および健康相談の対応による支援	● 薬物乱用防止教室や喫煙防止教室での健康リスクに関する説明 ● 学校保健委員会での喫煙による影響の情報提供 ● 学校教諭を含む学校関係者との連携による保健指導による支援

※ OTC 薬：医師の処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる薬

退職等年金給付について

1 退職等年金給付とは

「退職等年金給付」は、平成27年10月に被用者年金一元化によって廃止された「職域年金相当部分」に代わる新たな年金制度であり、民間企業の企業年金に相当します。

2 退職等年金給付の仕組み

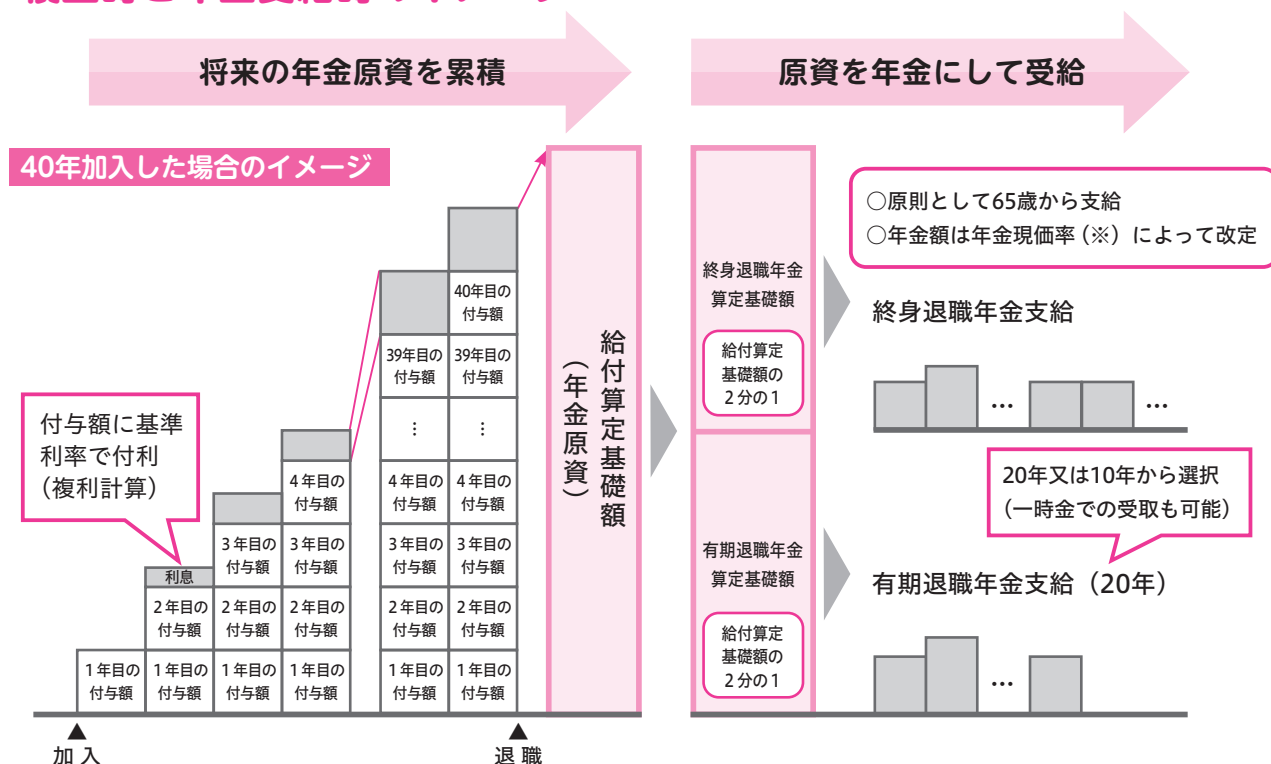
組合員一人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに毎月積み立てる「積立方式」です。

3 退職等年金給付の種類

退職等年金給付には、「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類があります。

退職年金	1年以上引き続く組合員期間（短期組合員期間を除きます。）を有する方が退職し65歳になったとき、または65歳に達した日以後退職したときに支給されます。 積み立てた年金原資の2分の1は「終身退職年金」として、残りの2分の1は「有期退職年金」として支給されます。 なお、「有期退職年金」の受給期間終了前または受給開始前に死亡した場合は、受給が済んでいない分の「有期退職年金」の額に相当する額が、その方の遺族に一時金として支給されます。
公務障害年金	公務による病気または負傷により障害等級1級から3級に該当する程度の障害になった場合に支給されます。 ただし、組合員として在職中の場合は全額支給停止となります。
公務遺族年金	公務による病気または負傷により死亡した場合、その遺族に支給されます。

4 積立時と年金受給時のイメージ



（※）年金現価率

基準利率・死亡率の状況及びその見通し等を勘案して、一定の年金額が支給されるとした場合の年金額を計算するための率で、地方公務員共済組合連合会の定款で定められており、毎年10月に見直しを行います。

5 給付算定基礎額残高通知書の送付

退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といい、年1回、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する情報を「給付算定基礎額残高通知書」にてお知らせしています。

送付対象者	全組合員（短期組合員を除く） ※令和8年3月31日時点で組合員期間が引き続き1年以上ある方		
送付時期	毎年5月下旬	送付方法	対象者の住所へ圧着ハガキを送付

令和8年4月から、「マイナ手続きポータル」での
電子申請サービスが新たに開始されました。

「マイナ手続きポータル」では、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、組合員の皆様それぞれの公務員共済期間に係る年金加入履歴等の情報を取得することができます。

これに加え、令和8年4月から、インターネット上で以下の手続きができるようになりました。

電子申請にて手続きできるもの

- ① 退職年金（退職等年金給付）の請求
- ② 年金受給者の氏名、住所及び年金受取口座の変更
- ③ 現況届の提出
- ④ 公的年金等の源泉徴収票の電子交付

相談窓口（E-mailのみ）

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課
Mail: mypo_kiroku@shichousonren.or.jp

全国市町村職員共済組合連合会

検索

貯金事業のお知らせ

1 貯金経理の状況

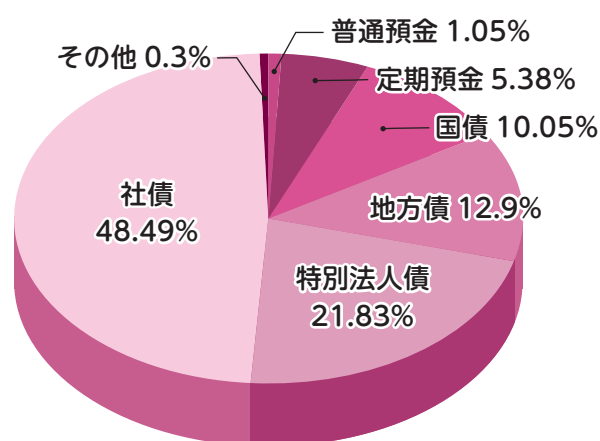
積立貯金は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全に運用し、その運用益を還元することで皆様の財産形成と生活設計に役立つよう設けられた事業です。

令和7年度末の貯金経理の状況についてお知らせします。

◆ 貯金経理の資産構成

種 別	金 額
普 通 預 金	295,181,148 円
定 期 預 金	1,500,000,000 円
投 資 有 価 証 券	26,004,788,000 円
国 債	2,800,103,000 円
地 方 債	3,599,736,000 円
特別法人債	6,085,712,000 円
社 債	13,519,237,000 円
そ の 他	84,819,680 円
合 計	27,884,788,828 円

◆ 貯金経理の資産構成比



◆ 積立貯金の状況

区 分	令和7年度末
貯 金 額	25,721,104,438 円
貯 金 者 数	5,673 人
1 人 当 たり 貯 金 額	4,533,951 円
組 合 員 加 入 率	27.45%
支 払 利 率 (半 年 複 利)	1.10%

◆ 欠損金補てん積立金の状況

年 度	金 額
令和7年度末	1,286,055,222 円

欠損金補てん積立金は、組合員の貯金額の5/100以上に相当する額に達するまで積み立てます。

2 共済貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール

送金年月	払 戻		解 約	
	締 切 日	送 金 日	締 切 日	送 金 日
令和8年7月送金	6月30日	7月15日	7月 3日	7月15日
	7月15日	7月31日	7月15日	7月31日
令和8年8月送金	7月31日	8月14日	8月 3日	8月14日
	8月14日	8月31日	8月14日	8月31日
令和8年9月送金	8月31日	9月15日	9月 3日	9月15日
	9月15日	9月30日	9月15日	9月30日
令和8年10月送金	9月30日	10月15日	10月 2日	10月15日
	10月15日	10月30日	10月15日	10月30日

〔注意事項〕

- ・ 貯金加入後1年間は払戻しができません。
- ・ 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。
- ・ 締切日は共済組合必着です。勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

3 臨時積立について

臨時積立とは、積立貯金の加入者が、給与控除による積立とは別に任意の額を直接振り込んで積み立てるものです。

臨時積立を利用できる者

定例積立（毎月定額の積立）を行っている者に限ります。（中断している者を除く。）

定例積立を行っていない者（中断している者も含む。）から振り込まれた場合は、ご指定の給付金等受取金融機関の口座へ返金します。

振込額

1回の振込につき、10万円以上の1万円単位です。

なお、年間（4月1日から3月31日まで）の振込限度額は500万円です。

10万円未満の振込み及び500万円を超過した金額については、ご指定の給付金等受取金融機関の口座へ返金します。

臨時積立振込報告書

臨時積立をご利用の際は、臨時積立振込報告書の提出をお願いします。提出期限は、振込日から1週間以内かつ当月末日までに共済組合までご提出願います。

（例）振込日 令和8年7月10日 ⇒ 提出期限 令和8年7月16日

振込日 令和8年7月29日 ⇒ 提出期限 令和8年7月31日

臨時積立振込報告書は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ることができます。

また、共済組合のホームページからもダウンロードできます。

振込方法

金融機関の窓口、ATM等から、次の口座へお振込み願います。

金融機関名	口座番号（口座名）	
十八親和銀行・本店	普通 0730581	長崎県市町村職員共済組合理事長

振込手数料

振込手数料は、共済組合指定の振込用紙を使用し、十八親和銀行の本支店窓口で振り込む場合に限り不要です。

なお、指定の振込用紙は、勤務先の共済組合事務担当課にて受け取ることができます。

振込用紙	手続先	振込手数料
共済組合指定の振込用紙	「十八親和銀行」の本支店窓口	無料
	「十八親和銀行」以外の金融機関窓口	
各金融機関の振込用紙	全ての金融機関窓口	加入者負担
	インターネットバンキング、ATM	

がん検診に行っていますか？



国が推奨するがん検診の種類

厚生労働省では、がん検診の指針を定め、市区町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しています。

	検査項目	対象年齢	受診間隔
胃がん	問診に加え、胃部エックス線検査、または胃内視鏡検査	50歳以上 * 当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 * 当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	20歳代	2年に1回
	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	30歳以上 * 市区町村で実施する検査項目をご確認ください。	2年に1回
	問診、視診、HPV 検査単独法		5年に1回 * 罹患リスクが高い者については1年後に受診
肺がん	質問（問診）、胸部エックス線検査、喀痰細胞診	40歳以上 * 喀痰細胞診については原則として50歳以上の重喫煙者（喫煙指数600以上の者）のみ	年1回
乳がん	質問（問診）、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）* 視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん	問診、便潜血検査	40歳以上	年1回

受診方法

お住まいの市区町村では、健康増進法に基づいて、がん検診を実施しています。ほとんどの市区町村では、がん検診の費用の多くを公費で負担しており、一部の自己負担でがん検診を受けることができます。

なお、受診可能日、場所等はお住まいの市区町村へご確認ください。

住民検診

市区町村

対象者にがん検診の受診を勧めています



職域検診

事業者・保険者

対象者にがん検診の受診を勧めています
定期健康診断や特定健康診査等にごがん検診が付与されている場合もあります



その他のがん検診 (人間ドック)

個人

自分で医療機関を探して受診

